c　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

d　銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

⑶　読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中⑵ａについては該当はない旨を記載すること。

第六号の十様式

【表紙】

【提出書類】　募集事項等記載書面
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　平成　　年　　月　　日
【発行者（受託者）名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行者（委託者）氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

【証券情報】
【外国信託受益証券の募集（売出）要項】
1【外国信託受益証券の形態等】
2【発行（売出）数】
3【発行（売出）価額の総額】
4【発行（売出）価格】
5【給付の内容、時期及び場所】
6【募集の方法】
7【申込手数料】
8【申込単位】
9【申込期間及び申込取扱場所】
10【申込証拠金】
11【払込期日及び払込取扱場所】
12【引受け等の概要】
13【その他】⑵

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

募集事項等記載書面の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。

⑵　その他

ａ　外国信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

ｂ　申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ｃ　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

⑶　読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中⑵ａについては該当はない旨を記載すること。

第七号様式第一部第一の三中「投資リスク】」の次に「⑶」を加え、同様式第一部第一の五⑴中「⑶」を「⑷」に改め、同様式第一部第一の五⑶中「⑷」を「⑸」に、「⑸」を「⑹」に、「⑹」を「⑺」に改め、同様式第一部第一の五⑷中「⑺」を「⑻」に改め、同様式第一部第三の二中「⑻」を「⑼」に改め、同様式第二部第一の一中「⑼」を「⑽」に改め、同様式第二部第一の五中「⑽」を「⑾」に改め、同様式第二部第三中「⑾」を「⑿」に改め、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　「第一部　ファンド情報」の「第１　ファンドの状況」及び「第３　ファンドの経理状況」の項については、法第４条第１項本文、第２項本文又は第３項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

ｄ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｅ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｆ　提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部　委託会社等の情報」の「第２　その他の関係法人の概況」の次に「第２の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

ｇ　有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

ｈ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｈにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

⑵　ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等（発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第２条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第２項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第１項に規定する信託会社等をいう。⑽及び⑾ａにおいて同じ。）の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」⒁ｃに準じて記載すること。